

**【サービスを利用する前に】**

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



ケアプランを作成する

**介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する**

**要介護1~5 居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



**要支援1・2 介護予防支援**

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

**変更ポイント**

介護予防ケアプランの作成を、市から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

介護保険サービスの種類と費用

**①自宅を中心に利用するサービス**

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

**日常生活の手助けを受ける**

**要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

**〈身体介護〉**

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認

など

**〈生活援助〉**

- 住居の掃除
- 洗濯
- 買い物
- 食事の準備、調理
- 薬の受け取り

自己負担(1割)のみやす

|            |           |      |
|------------|-----------|------|
| 身体介護<br>中心 | 20分~30分未満 | 244円 |
|            | 30分~1時間未満 | 387円 |
| 生活援助<br>中心 | 20分~45分未満 | 179円 |
|            | 45分以上     | 220円 |

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

|             |     |
|-------------|-----|
| 通院等乗降介助(1回) | 97円 |
|-------------|-----|



**自宅で入浴の介助を受ける**

要介護1~5 要支援1・2

**訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のみやす  
【1回あたり】

|        |      |        |        |
|--------|------|--------|--------|
| 要支援1・2 | 856円 | 要介護1~5 | 1,266円 |
|--------|------|--------|--------|



## 自宅で看護を受ける

要介護1~5

要支援1・2

### 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

| 要介護度   | 病院・診療所から | 訪問看護ステーションから |
|--------|----------|--------------|
| 要支援1・2 | 553円     | 794円         |
| 要介護1~5 | 574円     | 823円         |

## 自宅でリハビリをする

要介護1~5

要支援1・2

### 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

| 1回 | 要支援1・2 | 298円 |
|----|--------|------|
|    | 要介護1~5 | 308円 |

## 医師などによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5

要支援1・2

### 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

|                    |      |
|--------------------|------|
| 医師の場合(月2回まで)       | 515円 |
| 歯科医師の場合(月2回まで)     | 517円 |
| 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) | 566円 |
| 薬局の薬剤師の場合(月4回まで)   | 518円 |
| 歯科衛生士等の場合(月4回まで)   | 362円 |

## 夜間に訪問介護を受ける

要介護1~5

地域密着型サービス

### 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担(1割)のめやす【基本対応の場合】

|     |      |
|-----|------|
| 1カ月 | 989円 |
|-----|------|

※要支援の方は利用できません。

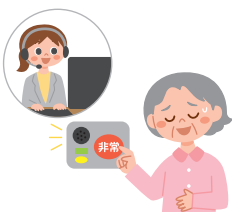
## 24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1~5

地域密着型サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

| 要介護度 | 介護のみ利用  | 介護と看護を利用 | 夜間のみ利用       |
|------|---------|----------|--------------|
| 要介護1 | 5,446円  | 7,946円   | 基本対応<br>989円 |
| 要介護2 | 9,720円  | 12,413円  |              |
| 要介護3 | 16,140円 | 18,948円  |              |
| 要介護4 | 20,417円 | 23,358円  |              |
| 要介護5 | 24,692円 | 28,298円  |              |

※要支援の方は利用できません。



## 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

## 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

## 基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。  
（利用するメニューによって費用が加算されます）

自己負担（1割）のめやす  
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

|      |      |      |        |
|------|------|------|--------|
| 要介護1 | 658円 | 要介護4 | 1,023円 |
| 要介護2 | 777円 | 要介護5 | 1,148円 |
| 要介護3 | 900円 |      |        |

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。



## 小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

地域密着型サービス

## 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担（1割）のめやす  
【7～8時間未満の利用の場合】

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 要介護1 | 753円   | 要介護4 | 1,172円 |
| 要介護2 | 890円   | 要介護5 | 1,312円 |
| 要介護3 | 1,032円 |      |        |

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

## 事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用を試みることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護公表

検索



介護サービス情報公表システム  
二次元バーコード

施設に通ってリハビリをする

施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。  
(利用するメニューによって費用が加算されます)



自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設/  
7~8時間未満の利用の場合】

|       |        |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 762円   |
| 要介護 2 | 903円   |
| 要介護 3 | 1,046円 |
| 要介護 4 | 1,215円 |
| 要介護 5 | 1,379円 |

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。  
(利用するメニューによって費用が加算されます)



1カ月あたりの  
自己負担(1割)のめやす

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 要支援 1 | 2,268円 | 要支援 2 | 4,228円 |
|-------|--------|-------|--------|

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 要支援 1 | 861円   | 要介護 3 | 1,210円 |
| 要支援 2 | 961円   | 要介護 4 | 1,319円 |
| 要介護 1 | 994円   | 要介護 5 | 1,427円 |
| 要介護 2 | 1,102円 |       |        |

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人?

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士:日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士:日常生活の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士:音声・言語・聴覚に障害のある方に訓練や検査などを行います。





## 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5

要支援1・2

### 短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のみやす  
【併設型の施設の場合】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室  |
|-------|------------------------|-------|------|
| 要支援 1 | 529円                   | 451円  | 451円 |
| 要支援 2 | 656円                   | 561円  | 561円 |
| 要介護 1 | 704円                   | 603円  | 603円 |
| 要介護 2 | 772円                   | 672円  | 672円 |
| 要介護 3 | 847円                   | 745円  | 745円 |
| 要介護 4 | 918円                   | 815円  | 815円 |
| 要介護 5 | 987円                   | 884円  | 884円 |

## 医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5

要支援1・2

### 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のみやす  
【介護老人保健施設の場合】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室    |
|-------|------------------------|-------|--------|
| 要支援 1 | 624円                   | 579円  | 613円   |
| 要支援 2 | 789円                   | 726円  | 774円   |
| 要介護 1 | 836円                   | 753円  | 830円   |
| 要介護 2 | 883円                   | 801円  | 880円   |
| 要介護 3 | 948円                   | 864円  | 944円   |
| 要介護 4 | 1,003円                 | 918円  | 997円   |
| 要介護 5 | 1,056円                 | 971円  | 1,052円 |

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

| 居室(部屋のタイプ)について | ユニット型個室     | リビングスペース(共同生活室)を併設している個室    |
|----------------|-------------|-----------------------------|
|                | ユニット型個室的多床室 | リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋 |
|                | 従来型個室       | リビングスペースを併設していない個室          |
|                | 多床室         | 定員2人以上の相部屋                  |

### 「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障害福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障害のある方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 など

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 要支援 1 | 3,450円  | 要介護 3 | 22,359円 |
| 要支援 2 | 6,972円  | 要介護 4 | 24,677円 |
| 要介護 1 | 10,458円 | 要介護 5 | 27,209円 |
| 要介護 2 | 15,370円 |       |         |

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1~5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 要介護 1 | 12,447円 | 要介護 4 | 27,766円 |
| 要介護 2 | 17,415円 | 要介護 5 | 31,408円 |
| 要介護 3 | 24,481円 |       |         |

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

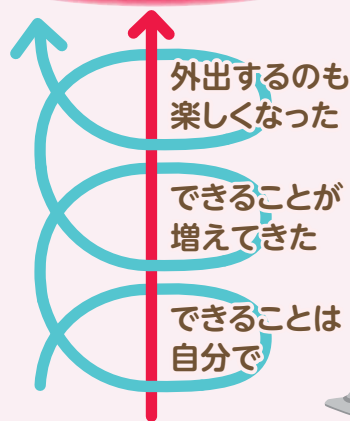
介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ



外出するのも楽しかった

できることが増えてきた

できることは自分で





## 有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護1~5

要支援1・2

### 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)の場合】

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 要支援 1 | 183円 | 要介護 3 | 679円 |
| 要支援 2 | 313円 | 要介護 4 | 744円 |
| 要介護 1 | 542円 | 要介護 5 | 813円 |
| 要介護 2 | 609円 |       |      |

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

## 地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護1~5

地域密着型サービス

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 要介護 1 | 546円 | 要介護 4 | 750円 |
| 要介護 2 | 614円 | 要介護 5 | 820円 |
| 要介護 3 | 685円 |       |      |

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

## 認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1~5

要支援2

地域密着型サービス

### 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(介護予防認知症対応型共同生活介護)  
認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【2ユニットの事業所の場合】

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 要支援 2 | 749円 | 要介護 3 | 812円 |
| 要介護 1 | 753円 | 要介護 4 | 828円 |
| 要介護 2 | 788円 | 要介護 5 | 845円 |

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援1の方は利用できません。



## 地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護3~5

地域密着型サービス

### 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

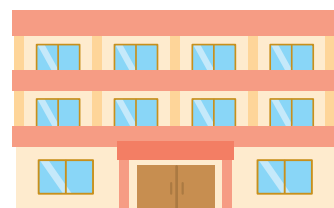
| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 | 従来型個室 | 多床室  |
|-------|------------------------|-------|------|
| 要介護 3 | 828円                   | 745円  | 745円 |
| 要介護 4 | 901円                   | 817円  | 817円 |
| 要介護 5 | 971円                   | 887円  | 887円 |

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。  
※要支援の方は利用できません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは在宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

## ②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



### 生活介護が中心の施設

要介護3～5

#### 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 従来型個室    | 多床室      |
|-------|------------------------|----------|----------|
| 要介護 3 | 約24,450円               | 約21,960円 | 約21,960円 |
| 要介護 4 | 約26,580円               | 約24,060円 | 約24,060円 |
| 要介護 5 | 約28,650円               | 約26,130円 | 約26,130円 |

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

### 介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

#### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 従来型個室    | 多床室      |
|-------|------------------------|----------|----------|
| 要介護 1 | 約24,060円               | 約21,510円 | 約23,790円 |
| 要介護 2 | 約25,440円               | 約22,890円 | 約25,290円 |
| 要介護 3 | 約27,390円               | 約24,840円 | 約27,240円 |
| 要介護 4 | 約29,040円               | 約26,490円 | 約28,830円 |
| 要介護 5 | 約30,540円               | 約27,960円 | 約30,360円 |

### 長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

#### 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

| 要介護度  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 | 従来型個室    | 多床室      |
|-------|------------------------|----------|----------|
| 要介護 1 | 約25,500円               | 約21,630円 | 約24,990円 |
| 要介護 2 | 約28,800円               | 約24,960円 | 約28,290円 |
| 要介護 3 | 約35,970円               | 約32,100円 | 約35,460円 |
| 要介護 4 | 約39,000円               | 約35,160円 | 約38,490円 |
| 要介護 5 | 約41,760円               | 約37,890円 | 約41,250円 |

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

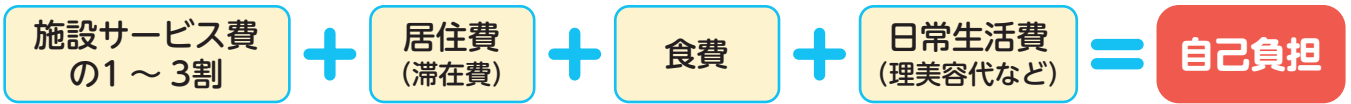
(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶P.17参照)

※要支援の方は利用できません。



## ●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費(滞在費)・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

| 居住費(滞在費) |             |                    |                | 食費     |
|----------|-------------|--------------------|----------------|--------|
| ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室              | 多床室            |        |
| 2,006円   | 1,668円      | 1,668円<br>(1,171円) | 377円<br>(855円) | 1,445円 |
| 2,066円   | 1,728円      | 1,728円<br>(1,231円) | 437円<br>(915円) | 1,445円 |

令和6年7月まで  
令和6年8月から

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

## ●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。

**変更ポイント** の赤文字: 居住費限度額が変更になります。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

| 利用者負担段階 | 所得の状況 <sup>*1</sup>                                    | 預貯金などの資産 <sup>*2</sup> の状況   | 居住費(滞在費) |             |                  |      | 食費施設               |
|---------|--|------------------------------|----------|-------------|------------------|------|--------------------|
|         |  |                              | ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室            | 多床室  |                    |
| 1       | 生活保護受給者の方など  | 要件なし                         | 820円     | 490円        | 490円<br>(320円)   | 0円   | 300円               |
|         | 高齢福祉年金受給者の方  | 単身:1,000万円以下<br>夫婦:2,000万円以下 | 880円     | 550円        | 550円<br>(380円)   | 0円   |                    |
| 2       | 世帯全員が住民税非課税<br>前年の合計所得金額+年金収入額 <sup>*3</sup> が80万円以下の方 | 単身:650万円以下<br>夫婦:1,650万円以下   | 820円     | 490円        | 490円<br>(420円)   | 370円 | 390円<br>[600円]     |
|         |  |                              | 880円     | 550円        | 550円<br>(480円)   | 430円 |                    |
| 3-①     | 前年の合計所得金額+年金収入額 <sup>*3</sup> が80万円超120万円以下の方          | 単身:550万円以下<br>夫婦:1,550万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 650円<br>[1,000円]   |
|         |  |                              | 1,370円   | 1,370円      | 1,370円<br>(880円) | 430円 |                    |
| 3-②     | 前年の合計所得金額+年金収入額 <sup>*3</sup> が120万円超の方                | 単身:500万円以下<br>夫婦:1,500万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,360円<br>[1,300円] |
|         |  |                              | 1,370円   | 1,370円      | 1,370円<br>(880円) | 430円 |                    |

[ ]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金などに含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※3 年金収入額には「非課税年金」も含まれます。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。

- 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金などの資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

- 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

### ③生活環境を整えるサービス



生活する環境を整える

介護保険サービスの種類と費用

#### 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

#### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。  
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

|   | 要支援1・2 | 要介護2・3 | 要介護4・5 |
|---|--------|--------|--------|
|   | 要介護1   |        |        |
| ・手すり(工事をとみなさないもの)<br>・歩行器                           | ○      | ○      | ○      |
| ・スロープ(工事をとみなさないもの)<br>・歩行補助つえ                       | ○      | ○      | ○      |
| ・車いす<br>・特殊寝台<br>・体位変換器<br>・移動用リフト                  | ✕      | ○      | ○      |
| ・車いす付属品(クッション、電動補助装置など)<br>・特殊寝台付属品<br>・認知症老人徘徊感知機器 |        | ○      | ○      |
| ・床ずれ防止用具  |        |        | ○      |
| ・自動排せつ処理装置  | ▲      | ▲      | ○      |

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

#### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

**一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。**(令和6年4月から) 変更ポイント

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

#### 福祉用具を買う

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

#### 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど)
- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。



# より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1~5

要支援1・2

## 住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。



### 介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額/20万円(原則1回限り)  
20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

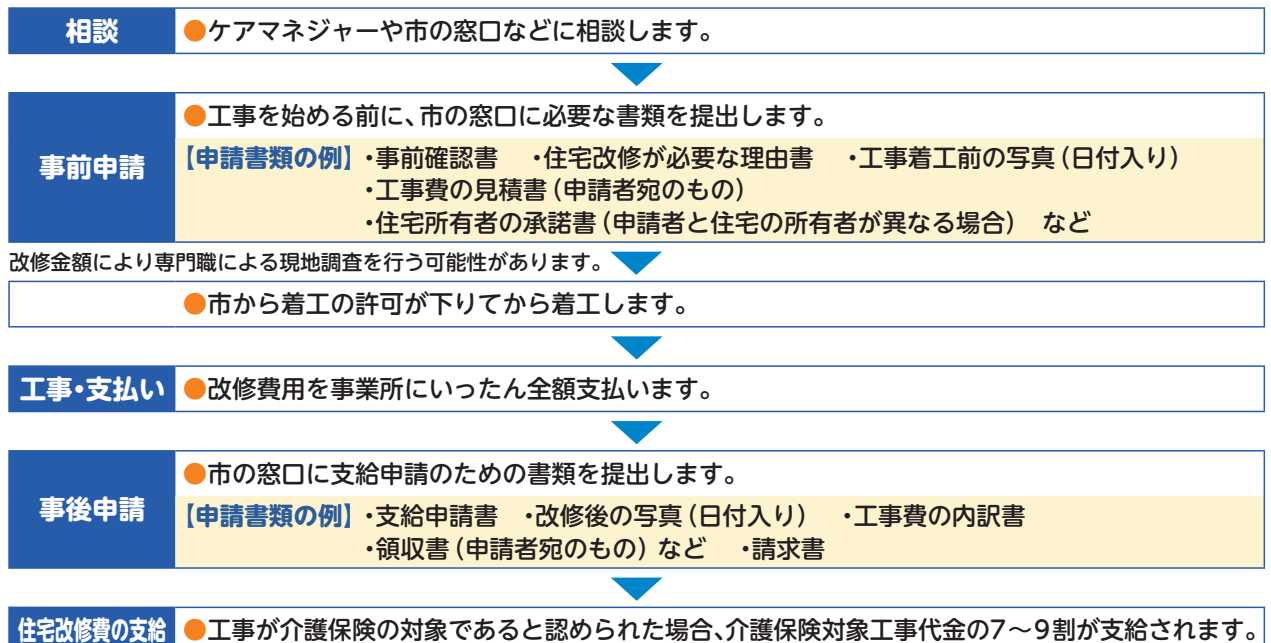
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



### ●手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

事前と事後に申請が必要です

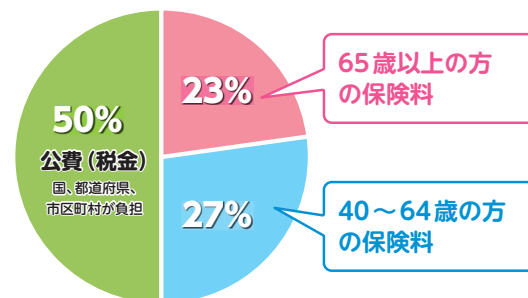




# 社会全体で介護保険を支えています

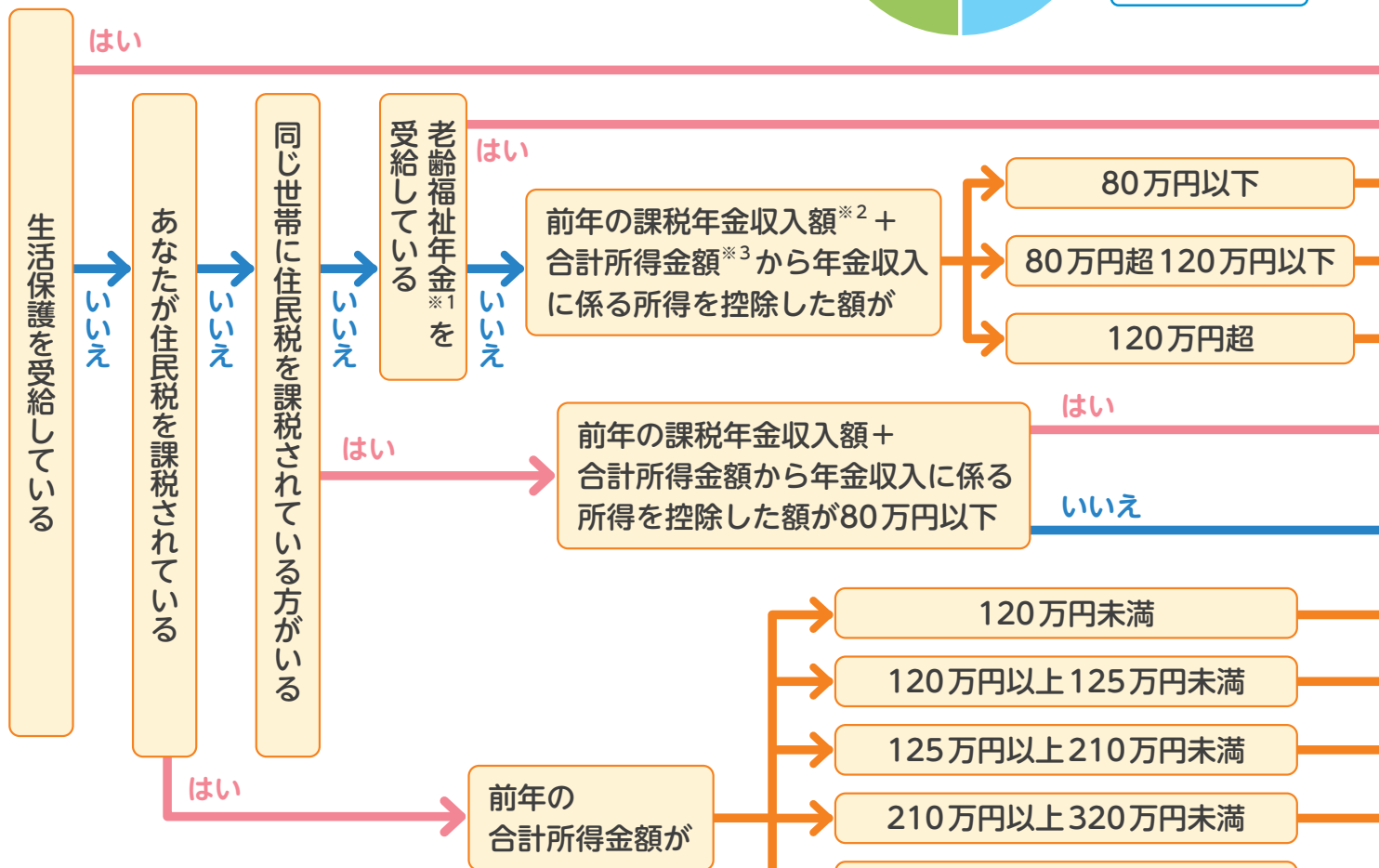
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源の内訳(令和6~8年度)  
(このほかに利用者負担分があります)



## あなたの介護保険料は？

介護保険料の決まり方・納め方



- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 課税年金収入額 老齢年金や退職年金などの課税対象となる公的年金収入の合計額です。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの課税対象ではない年金収入は合計額に含みません。
- ※3 合計所得金額 総合課税分(年金や給与、配当、譲渡など)と申告分離課税分(株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など)などの所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です。ただし、短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した額になります。

### <特例措置の廃止>

第6段階から第18段階の方は、令和3年度から5年度まで合計所得金額に給与所得又は年金等に係る雑所得があった場合、給与所得又は年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する特例措置がありました。令和6年度分以後は特例措置が廃止されました。